第五商業高校　令和6年度　ビジネス法規　年間授業計画
教科：(商業)科目：(ビジネス法規)　単位数：2単位　　対象：(第3学年　A組～　　F組)

使用教科書	実教出版
使用教材	「ビジネス法規」「ビジネス法規　問題集」「ビジネス法規便覧（とうほう出版）」

	指導内容 【年間授業計画】	科目の具体的な指導目標 【年間授業計画】	評価の観点方法	予定時数
4月	変化発展する経済社会と法	・経済活動の円滑な流れは法によって行われることを理解させる。 ・法とはどんなものか、その本質を明らかにし、法の体系を理解させる。 ・法の分類、効力、適用と解釈など法を学ぶための基本的なことがらを理解させる。	ノート・授業態度	1
	変化発展する経済社会と法	・経済活動の円滑な流れは法によって行われることを理解させる。 ・法とはどんなものか、その本質を明らかにし、法の体系を理解させる。 ・法の分類、効力、適用と解釈など法を学ぶための基本的なことがらを理解させる。	ノート・授業態度	2
	権利と義務　権利と義務その主体	・われわれの生活は法律関係で成り立っている。その法律関係は即権利・義務の関係である。その権利・義務の意義、関係そして主体について学習し理解させる。 ・権利・義務の主体としての自然人について権利能力・行為能力という用語の理解を含め自然人概観し、制限行為能力者制度へと理解を及ぼす。 ・権利・義務の主体としての法人について理解させる。 ・公共の福祉、信義則、権利濫用の戒めなどの理解に及ぶ。	ノート・授業態度	1
	権利と義務　権利と義務その主体	・われわれの生活は法律関係で成り立っている。その法律関係は即権利・義務の関係である。その権利・義務の意義、関係そして主体について学習し理解させる。 ・権利・義務の主体としての自然人について権利能力・行為能力という用語の理解を含め自然人概観し、制限行為能力者制度へと理解を及ぼす。 ・権利・義務の主体としての法人について理解させる。 ・公共の福祉、信義則、権利濫用の戒めなどの理解に及ぶ。	ノート・授業態度	2
5月	物と財産権	・経済生活は物をめぐる生活でもある。物権の対象としての物の概念と範囲を理解させる。 ・物の分類の法律上の意味を理解させる。 ・財産について認められる権利が財産権であること、財産権の内容として経済的利益があることを理解し、その理解をふまえて債権・有価証券の理解に及ぶ。 ・関連して相隣関係についても理解させる。	ノート・授業態度	1
	物と財産権	・経済生活は物をめぐる生活でもある。物権の対象としての物の概念と範囲を理解させる。 ・物の分類の法律上の意味を理解させる。 ・財産について認められる権利が財産権であること、財産権の内容として経済的利益があることを理解し、その理解をふまえて債権・有価証券の理解に及ぶ。 ・関連して相隣関係についても理解させる。	ノート・授業態度	1
	物と財産権	・経済生活は物をめぐる生活でもある。物権の対象としての物の概念と範囲を理解させる。 ・物の分類の法律上の意味を理解させる。 ・財産について認められる権利が財産権であること、財産権の内容として経済的利益があることを理解し、その理解をふまえて債権・有価証券の理解に及ぶ。 ・関連して相隣関係についても理解させる。	ノート・授業態度	2
	物と財産権	・経済生活は物をめぐる生活でもある。物権の対象としての物の概念と範囲を理解させる。 ・物の分類の法律上の意味を理解させる。 ・財産について認められる権利が財産権であること、財産権の内容として経済的利益があることを理解し、その理解をふまえて債権・有価証券の理解に及ぶ。 ・関連して相隣関係についても理解させる。	ノート・授業態度	2
	中間考査		ノート・ワークの提出	1
6月	知的財産権	・知的財産権の全体像を理解させる。 ・著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、商号権、育成者権、回路配置利用権の意義を理解させ、その内容や存続期間についての概略を整理させる。 ・知的財産権法の活用においては、多角的な考察が必要であることを理解させる。 ・教科書はかなり充実した内容になっているので、基本的な内容が理解できているかどうかえお評価する。 ・「確かめてみよう」で知的財産権に関する理解を定着させる。	ノート・授業態度	1
	知的財産権	・知的財産権の全体像を理解させる。 ・著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、商号権、育成者権、回路配置利用権の意義を理解させ、その内容や存続期間についての概略を整理させる。 ・知的財産権法の活用においては、多角的な考察が必要であることを理解させる。 ・教科書はかなり充実した内容になっているので、基本的な内容が理解できているかどうかえお評価する。 ・「確かめてみよう」で知的財産権に関する理解を定着させる。	ノート・授業態度	2
	財産権と契約そしてその保護 財産権と契約	・生活を支える財産権についての理解をすすめ、その変動に及ぼしたい。 ・財産権の変動、権利の発生・変更・消滅はほとんど契約による。その契約についての理解を求める。「経済活動と法」学習の中枢的部分の学習であることを念頭に理解させる。 ・債権・債務の発生原因のうち最も重要な契約についての理解ということである。 ・近代法の基本原則の契約自由の原則について理解させ、その理解を信義誠実の原則に及ぼす。 ・契約の性質をしっかりと理解させる。なお、代理制度に及ぶ。 ・契約の性質による分類を理解させる。	ノート・授業態度	2
	物の売買	・売買契約の法律的性質、意味について理解させる。 ・売買の実行に伴い、目的物の所有権はいつ移転することになるか、第三者への対抗要件など、所有権の移転に伴う諸問題を学習させる。 ・不動産所有権移転の対抗要件としての登記を学習させ、登記の意味を明らかにし、あわせて物権の公示則について理解させる。 ・動産所有権の移転と対抗要件、関連しての動産の即時取得について理解させる。 ・債権も譲渡できること、その方法などについて理解させる。 ・売買は有償契約の典型であるが、有償そして双務の契約であるゆえに、取引の安全に関していろいろな法規定のあること、つまり担保責任や同時履行の抗弁権さらに危険負担について理解させる。	ノート・授業態度	2
	物の貸借	・売買契約の法律的性質、意味について理解させる。 ・売買の実行に伴い、目的物の所有権はいつ移転することになるか、第三者への対抗要件など、所有権の移転に伴う諸問題を学習させる。 ・不動産所有権移転の対抗要件としての登記を学習させ、登記の意味を明らかにし、あわせて物権の公示則について理解させる。 ・動産所有権の移転と対抗要件、関連しての動産の即時取得について理解させる。 ・債権も譲渡できること、その方法などについて理解させる。 ・売買は有償契約の典型であるが、有償そして双務の契約であるゆえに、取引の安全に関していろいろな法規定のあること、つまり担保責任や同時履行の抗弁権さらに危険負担について理解させる。	ノート・授業態度	1
7月	営業活動の自由と制限	・営業自由の原則について理解させる。 ・公益や消費者利益の一部の公平さの追求のため、営業についての開始のとき営業の方法について制限のあることを理解させる。	ノート・授業態度	2
	期末考査		ノート・授業態度	1
	テスト返却		ノート・授業態度	1
9月	契約によらない財産権の変動	契約・相続以外に、財産権の権利関係を変動させる制度としての時効について、その制度の趣旨や内容のすべてにわたって理解させる。 ・所有権を売買などの承継取得以外に、原始取得する特有な原因について理解させる。 ・債権・債務が弁済以外にも消滅するが、その特例について理解させる。	ノート・授業態度	2
	契約によらない財産権の変動	契約・相続以外に、財産権の権利関係を変動させる制度としての時効について、その制度の趣旨や内容のすべてにわたって理解させる。 ・所有権を売買などの承継取得以外に、原始取得する特有な原因について理解させる。 ・債権・債務が弁済以外にも消滅するが、その特例について理解させる。	ノート・授業態度	2
	財産権の保護	・物権的請求権を具体例に通して理解させる。 ・財産上の権利が第三者に侵害されたり、債務の本旨にもとづく履行がない場合などに権利者はどのようにして自己の権利を守り、実現していくのか、権利・義務関係の動的な面について知識を得させ理解させる。 ・債務不履行の三つの態様について学習し、債権者としての対応を理解させる。 ・債権の対外的効力について理解させる。 ・債務者の総財産はそう債権者の共通の担保であるという債権の本質にふれ、債権者平等の原則を理解させる。 ・債権取引の安全を確保するため、債権者平等の原則の例外として担保物権があることを理解させる。 ・譲渡担保についても具体例を用いて理解させる。 ・担保とする物がない場合の人的担保について理解させる。 ・保証・連帯などの意義・相違を理解させる。 ・不法行為の意義・要件について理解させる。 ・過失責任の原則をふまえたうえで、今日の経済・産業の進展に伴う社会問題から無過失責任をとりあげ、法のめざす公平について理解させる。 ・特殊な不法行為として、それぞれ成立要件の異なる不法行為について理解させる。 ・不法行為に関する損害の賠償について学習し不当利得に及ぶ。 ・不法行為の「まとめ図」を活用して知識の整理を図る。	ノート・授業態度	2
	財産権の保護	・物権的請求権を具体例に通して理解させる。 ・財産上の権利が第三者に侵害されたり、債務の本旨にもとづく履行がない場合などに権利者はどのようにして自己の権利を守り、実現していくのか、権利・義務関係の動的な面について知識を得させ理解させる。 ・債務不履行の三つの態様について学習し、債権者としての対応を理解させる。 ・債権の対外的効力について理解させる。 ・債務者の総財産はそう債権者の共通の担保であるという債権の本質にふれ、債権者平等の原則を理解させる。 ・債権取引の安全を確保するため、債権者平等の原則の例外として担保物権があることを理解させる。 ・譲渡担保についても具体例を用いて理解させる。 ・担保とする物がない場合の人的担保について理解させる。 ・保証・連帯などの意義・相違を理解させる。 ・不法行為の意義・要件について理解させる。 ・過失責任の原則をふまえたうえで、今日の経済・産業の進展に伴う社会問題から無過失責任をとりあげ、法のめざす公平について理解させる。 ・特殊な不法行為として、それぞれ成立要件の異なる不法行為について理解させる。 ・不法行為に関する損害の賠償について学習し不当利得に及ぶ。 ・不法行為の「まとめ図」を活用して知識の整理を図る。	ノート・授業態度	2
	財産権の保護	・物権的請求権を具体例に通して理解させる。 ・財産上の権利が第三者に侵害されたり、債務の本旨にもとづく履行がない場合などに権利者はどのようにして自己の権利を守り、実現していくのか、権利・義務関係の動的な面について知識を得させ理解させる。 ・債務不履行の三つの態様について学習し、債権者としての対応を理解させる。 ・債権の対外的効力について理解させる。 ・債務者の総財産はそう債権者の共通の担保であるという債権の本質にふれ、債権者平等の原則を理解させる。 ・債権取引の安全を確保するため、債権者平等の原則の例外として担保物権があることを理解させる。 ・譲渡担保についても具体例を用いて理解させる。 ・担保とする物がない場合の人的担保について理解させる。 ・保証・連帯などの意義・相違を理解させる。 ・不法行為の意義・要件について理解させる。 ・過失責任の原則をふまえたうえで、今日の経済・産業の進展に伴う社会問題から無過失責任をとりあげ、法のめざす公平について理解させる。 ・特殊な不法行為として、それぞれ成立要件の異なる不法行為について理解させる。 ・不法行為に関する損害の賠償について学習し不当利得に及ぶ。 ・不法行為の「まとめ図」を活用して知識の整理を図る。	ノート・授業態度	2
	勉強の仕方のポイント	・専門性の高い科目です。授業を良く聴いて、論理的に考え理解できるようにするよう心掛けることが必要です。 ・普段の生活の中でも法律行為を行っていることを理解してください。専門用語が沢山でてきますが、よく覚えてください。 ・2月には検定試験もありますので、積極的に受検してください。		
10月	財産権の保護	・物権的請求権を具体例に通して理解させる。 ・財産上の権利が第三者に侵害されたり、債務の本旨にもとづく履行がない場合などに権利者はどのようにして自己の権利を守り、実現していくのか、権利・義務関係の動的な面について知識を得させ理解させる。 ・債務不履行の三つの態様について学習し、債権者としての対応を理解させる。 ・債権の対外的効力について理解させる。 ・債務者の総財産はそう債権者の共通の担保であるという債権の本質にふれ、債権者平等の原則を理解させる。 ・債権取引の安全を確保するため、債権者平等の原則の例外として担保物権があることを理解させる。 ・譲渡担保についても具体例を用いて理解させる。 ・担保とする物がない場合の人的担保について理解させる。 ・保証・連帯などの意義・相違を理解させる。 ・不法行為の意義・要件について理解させる。 ・過失責任の原則をふまえたうえで、今日の経済・産業の進展に伴う社会問題から無過失責任をとりあげ、法のめざす公平について理解させる。 ・特殊な不法行為として、それぞれ成立要件の異なる不法行為について理解させる。 ・不法行為に関する損害の賠償について学習し不当利得に及ぶ。 ・不法行為の「まとめ図」を活用して知識の整理を図る。	ノート・授業態度	1
	財産権の保護	・物権的請求権を具体例に通して理解させる。 ・財産上の権利が第三者に侵害されたり、債務の本旨にもとづく履行がない場合などに権利者はどのようにして自己の権利を守り、実現していくのか、権利・義務関係の動的な面について知識を得させ理解させる。 ・債務不履行の三つの態様について学習し、債権者としての対応を理解させる。 ・債権の対外的効力について理解させる。 ・債務者の総財産はそう債権者の共通の担保であるという債権の本質にふれ、債権者平等の原則を理解させる。 ・債権取引の安全を確保するため、債権者平等の原則の例外として担保物権があることを理解させる。 ・譲渡担保についても具体例を用いて理解させる。 ・担保とする物がない場合の人的担保について理解させる。 ・保証・連帯などの意義・相違を理解させる。 ・不法行為の意義・要件について理解させる。 ・過失責任の原則をふまえたうえで、今日の経済・産業の進展に伴う社会問題から無過失責任をとりあげ、法のめざす公平について理解させる。 ・特殊な不法行為として、それぞれ成立要件の異なる不法行為について理解させる。 ・不法行為に関する損害の賠償について学習し不当利得に及ぶ。 ・不法行為の「まとめ図」を活用して知識の整理を図る。	ノート・授業態度	2
	中間考査		ノート・プリント	1
	企業の責任と法 法令遵守	企業も社会の一員として法令に従う必要があり、また企業に対して社会的責任を負わせるなど新しい法令遵守（コンプライアンス）の考え方について理解させる。 ・企業統治や内部統制、不正行為防止の仕組みを学習することで企業における法令遵守の重要性を理解させる。 ・なぜ説明責任が必要なのか、企業の正しい説明責任の本質を理解させる。	ノート・授業態度	2
11月	労働と法	人の社会的存在からして将来必ず働くことが想定させる。その労働の提供に関する民法上の諸規定について理解させる。 ・民法の特別法としての労働三法について理解させる。関連して、就業規則、労働協約にも及ぶ。 ・働く人々の生活の安定と充実のために、憲法の理念を受けてのいろいろな福祉の制度について理解させる。 ・働くことの社会的意義をふまえたうえで、今日の雇用にかかわる課題に取り組ませ、自らの進路とかかわりから考えさせる。	ノート・授業態度	2
	労働と法	人の社会的存在からして将来必ず働くことが想定させる。その労働の提供に関する民法上の諸規定について理解させる。 ・民法の特別法としての労働三法について理解させる。関連して、就業規則、労働協約にも及ぶ。 ・働く人々の生活の安定と充実のために、憲法の理念を受けてのいろいろな福祉の制度について理解させる。 ・働くことの社会的意義をふまえたうえで、今日の雇用にかかわる課題に取り組ませ、自らの進路とかかわりから考えさせる。	ノート・授業態度	2
	紛争の予防と解決	白地手形のことなど今日的予防・防止のあり方を復習しながら理解を深めさせる。 ・紛争の解決方法として和解・調停・仲裁および民事訴訟のあることを学習し、それぞれの制度の特色を理解させる。 ・確定判決の国家権力による実現としての強制執行のあることを理解させる。	ノート・授業態度	2
	紛争の予防と解決	白地手形のことなど今日的予防・防止のあり方を復習しながら理解を深めさせる。 ・紛争の解決方法として和解・調停・仲裁および民事訴訟のあることを学習し、それぞれの制度の特色を理解させる。 ・確定判決の国家権力による実現としての強制執行のあることを理解させる。	ノート・授業態度	2
12月	期末考査		ノート・ワークの提出	1
	答案返却	働くということについて説明し、雇用・請負・委任の3つの型を理解させる。どのような法律がわれわれを守っているのか理解させる。		1
	労働に関する一般法特別法		ノート・授業態度	2
1月	働くものの福祉 家族の法律関係 夫婦、親子の法律時間係	働いていて困難にあったときの場合の対応を困らないように理解させる。社会生活の基盤として家族がありその家族を守る法律にはどのようなものがあるか理解させる。基本的な知識である戸籍、親族などを理解させる。	ノート・授業態度	2
	働くものの福祉 家族の法律関係 夫婦、親子の法律時間係	働いていて困難にあったときの場合の対応を困らないように理解させる。社会生活の基盤として家族がありその家族を守る法律にはどのようなものがあるか理解させる。基本的な知識である戸籍、親族などを理解させる。	ノート・授業態度	2
2月	学年末考査			1
	テスト返却			1
3月				